

消防の津波対策について

消防局 消防総務課
警 防 課
情報指令課

1 方針

消防の津波対策として、襲来前においては、消防職団員の安全確保、資機材の被災防止を考慮した上で、市民の避難誘導を迅速かつ効果的に行い、襲来後、いち早く救助、消火などの消防活動を立ち上げることが重要である。

このため、ソフト面の対策として、地震災害に関する活動マニュアルの見直しを早急に進めるとともに、活動拠点となる施設や必要資機材の整備などハード面の対策を短期、中長期の視点に分けて進めるものとする。

2 対策

(1) 消防機関の地震災害対策に関する活動マニュアル等の見直し

- ア 情報収集、広報、避難誘導に関する活動
消防ヘリコプター、高所監視カメラ、防災行政無線、署所及び分団のサイレン等の設備活用による手法へ見直し
- イ 住民への訓練指導
危機管理課との連携による津波避難指導の強化(地震だ、津波だ、すぐ避難)
- ウ 被災時における消防力の維持

(2) 津波対策の活動拠点及び監視体制の整備・強化

- ア 佐鳴湖西岸出張所を津波対策活動拠点として整備
自家給油施設を加えた出張所
非常用車両及び津波対策用資機材の配備
- イ 高所監視カメラ及びヘリテレによる監視体制の強化
南消防署、西消防署等への配信
画像伝送システムの更新に併せ夜間監視機能の強化
- ウ 消防庁舎の津波対策

(3) 津波対策資機材の整備

- ア 資機材の整備及び検討
フローティング救助ロープ、救命浮環、水上バイク、エンジンカッター等の救助用資機材の強化
瓦礫除去資機材及び救助資機材の検討
- イ 消防職団員の活動時の安全対策

【協議要旨】

- ◆ 燃料施設については、適地を再検討する。
- ◆ 高所監視カメラの画像伝送システムについては、既存のケーブルの使用などを検討する。